**年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定書**

〇〇株式会社(以下「会社」という)と従業員代表　　　　　　とは、年次有給休暇の時間単位付与に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　年次有給休暇の時間単位付与は、社員の年次有給休暇の効率的取得促進と有効活用を目的とする。

（対象者）

1. 年次有給休暇の時間単位付与の対象者は、原則として正社員とする。

（日数の上限）

第３条　時間単位付与の対象となる年次有給休暇の日数の上限は、各年度において社員に付与されている年次有給休暇（前年度未消化の年次有給休暇を含む）のうち５日とする。ただし、社員に付与されている年次有給休暇の日数が５日に満たない場合は、当該年次有給休暇の日数を時間単位付与の対象となる日数とする。

（１日の時間数）

第５条　時間単位付与の対象となる年次有給休暇の１日の時間数は、８時間とする。

（取得単位）

第６条　時間単位付与の対象となる年次有給休暇の取得単位は、１時間とする。

（取得時の賃金）

第７条　年次有給休暇を時間単位で取得した場合の賃金は、通常の賃金を支払うものとする。

（有効期間）

1. 本協定は令和　年　月　日より令和　年　月　日までを有効期間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、本協定当事者のいずれからも文書をもって終了する旨の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　　　　　　　　　　㊞